

じりつしえんきょうぎかい よ いけん
自立支援協議会で寄せられた意見

いけん ぶかい
【意見のあった部会】

- きたくちいきぶかい 1 ページ
北区地域部会
- そうだんしえんぶかい 2 ページ
相談支援部会
- こどもぶかい 9 ページ
子ども部会
- さつぼろしじへいしょう はつたつしょうがいしえんせんたー 12 ページ
札幌市自閉症・発達障害支援センター「おがる」

＜北区地域部会からの意見＞

- 分野4のバリアフリーの部分は地下鉄の記載のみとなっているが、市電についても書いてほしい。
- 災害時の避難先に指定されている公園があるが、入り口にある棒が抜けず、車いすが入れないため、改善してほしい。
- 冬季の災害時の対策に関する記載をしてほしい。
- 避難行動要支援者名簿を作成することについて、高齢者の名簿は既にあるが、障がい者の名簿は個人情報関係で民生委員に情報が入ってこないという話がある。せめて希望している障がい者については、地域でもわかるようにしてほしい。
- 冬季の選挙時の配慮として、投票所に行くまでの配慮についても記載があると良いのではないかと。例えば、駅やショッピングセンターなどの行きやすい場所に選挙箱を設置するなど。

『さっぽろ障がい者プラン』改訂への提案

札幌市自立支援協議会相談支援部会平成26年8月20日定例会にて承認

この『さっぽろ障がい者プラン』改訂への提案は、委託相談支援事業所が作成する「課題調べシート」をもとに、「協議会」の「相談支援部会」で話し合われた課題を中心に作成しています。他にも「まちの課題整理プロジェクト」に「地域部会」から提出されたもののうち、相談支援に関する課題も活用しています。

◎相談支援事業の充実について【手稲区4】

いわゆる委託相談である「札幌市障がい者相談支援事業」については、『さっぽろ障がい者プラン』で平成26年度までに20ヶ所の設置を目標とし達成予定ですが、機能強化を除く相談員の配置が常勤専従3名となっており、委託相談1事業所あたりの人員強化や、質の確保が課題となっています。委託相談について今後は、箇所数増を行うのではなく、1事業所あたりの人員増を前提に充実に向けた取組みが必要になると思います。

◎「計画相談支援」の「サービス利用支援」の不成立について【東区25】

「サービス等利用計画案」を区役所に提出し支給決定がされた後、「サービス担当者会議」等と「サービス等利用計画」の作成があって「サービス利用支援」は成立しますが、支給決定後に利用者から相談支援事業所への連絡が無かったり、相談支援事業所から利用者に連絡がつかなくなることがあります。障害福祉サービスの利用は成立しますが、「サービス利用支援」としては成立しないので、相談支援事業所は報酬の請求もできなくなります。「障害児相談支援」の「障害児支援利用援助」でも同様です。

◎「計画相談支援」の「継続サービス利用支援」について【まちプロ未提出課題】

サービス等利用計画案に記載するモニタリング期間の設定について、一人ひとりの状況に合わせたモニタリング月の記載ができることが必要と思います。標準期間に対して、相談支援専門員が勘案事項をもとにした根拠の記載をしたうえで、サービス等利用計画案を提出することができるなどの工夫も可能だと思います。

◎障害児利用支援援助での幼保教育との連携について【相談14】

「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(事務連絡/平成24年4月18日)がありますが、幼稚園や児童発達支援の記載が弱いです。幼保教育との連携の周知がさらに必要と思われます。

◎虐待通報での相談支援事業所との連携について【相談16・まちプロ未提出課題】

虐待通報後のコア会議などで、相談支援事業所との協働や、情報共有についての共通認識が必要と思われます。

◎卒業後の相談支援について【相談18】

高等養護学校や養護学校高等部卒業後の学校の相談支援事業所へのつながり方には課題を感じています。卒業時に学校が一方的に相談支援事業所を本人・家族に紹介していることがあります。相談支援事業所のこれまでの関わりは一切無く、困ったときに卒後の支援機関や企業から相談支援事業所に相談をされた場合、支援機関や企業は学校からの紹介先に相談しているので、本人・家族と相談支援事業所の繋がりができているものと勘違いし、相談支援

じぎょうしょ　　ときはじ　　ほんにん　　かぞく　　あ　　じょうきょう
事業所はその時初めて本人・家族に会うという状況が起きています。

そつぎょうまえ　けいかくそうだんしえん　　そうだん
◎卒業前の計画相談支援について【相談18】

こうとうようごがっこう　　ようごがっこうこうとうぶそつぎょうご　　しょう　　ふくしき　　ー　　び　　す　　りょう
高等養護学校や養護学校高等部卒業後に障がい福祉サービスを利用しよう
とする場合、計画相談支援の対象となりますが、一人のケースを受けること
で、同校からのほかのケースについても計画相談の依頼が同一相談支援事業所
に集中する懸念があります。計画相談の依頼が一定の期間に集中してしま
った場合に、相談支援事業所の対応が困難になります。

ぐる　　ー　　ぶ　　ほ　　ー　　む　　ふそく　　　そうだん　　そうだん　　ひがしく
◎グループホームの不足について【相談2・相談10・東区3】

えりあ　　げんてい　　ぐる　　ー　　ぶ　　ほ　　ー　　む　　さが　　ばあい　　ぐる　　ー　　ぶ　　ほ　　ー　　む　　あ
エリアを限定してグループホームを探す場合には、グループホームの空きが
ありません。

じゅうたく　　にゅうきょけいやく　　びょういんにゅういんじ　　ほしょうにん　　きんきゅうれんらくさき　　かくほ
◎住宅の入居契約や病院入院時の保証人・緊急連絡先の確保について
【相談15・相談23】

ちんだいけいやく　　にゅういん　　どういじ　　ほしょうにん　　きんきゅうれんらくさき　　かくほ
賃貸契約や入院の同意時に、保証人や緊急連絡先が確保できないことがあ
ります。

ちいきせいかつ　　たいけんしえん　　　ひがしく
◎地域生活の体験支援について【東区18】

こうとう　　じょうほうていきょう　　げんかい　　じっさい　　たいけん　　たんしんせいかつ
口頭での情報提供には限界があり、実際に体験をしながら単身生活の
イメージを作ることは、自己決定支援に欠かせない要素となります。現行の
身体障害に限定しない体制作りが必要と思われます。

◎金銭管理支援について【相談19・東区14】

日常生活自立支援事業に対象者の限定があり、利用できないケースがあります。成年後見制度では費用負担が大きくなることもあり、金銭管理支援が必要でありながら受けられないケースがあります。

◎在宅重症心身障害の方の支援体制について【相談13・相談28】

特に介護者のレスパイトを目的に含む場合は、短期入所利用をいたくてもサービス提供量が足りていなかったり、医療職との協同がしやすい環境づくりが必要とします。

◎身体障害と知的障害の重複障害について【相談5・相談9・相談21・東区7】

報酬の低さもあって、重症心身障害の判定はつかないが、医療的ケアが必要なケースのサービス提供が確保できません。

障害児の親支援の観点からもサービスが不足しています。

◎PA制度の見直しについて【相談25・相談27】

補装具や日常生活用具の購入を可能にしたり、入院が1ヶ月を超えて重度訪問介護のサービス利用ができない場合の取扱いなど、PA制度の活用のしやすさのための見直しが必要とします。

◎総合支援法から介護保険への移行について【相談20】

65歳で障害者総合支援法上のサービスから、介護保険制度のサービスに移行する際、サービスの支給量が減ってしまうケースがあり、必要なサービス

りょう かくほ
量が確保できないことがあります。

◎精神保健福祉手帳での交通費割引について【相談6】

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ りょういくてちょうしょじしゃ くら こうきょうこうつうきかん わりびき
身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者に比べて、公共交通機関の割引
ふこうへい かいじょしゃ ひつよう ばあい こうつうひふたん おお
が不公平で、介助者を必要とする場合の交通費負担が大きくなっています。

◎サービス提供事業所の指定について【相談22】

げんこうせいど せっちきじゆん み じぎょうしゃしてい う しく
現行制度では、設置基準を満たせば事業者指定を受けられる仕組みになって
りょうしゃ さーびす まっちゃんぐ むすか りょう ちいき
おり、利用者とサービスのマッチングへの難しさがあります。量や地域など
こうりょ けいかくてき じぎょうしゃせっち ひつよう おも
を考慮した計画的な事業者設置が必要と思われま

◎「合理的配慮とは何か？」という具体的な範囲や内容について

そうだんしえん ぐたいてき ばめん そうぐう おお じぎょう かんが
相談支援は具体的な場面に遭遇することが多い事業と考えられるので、
か き こうりてきはいりょ じっさい れい しゅうせき やくわり も なに こうりてき
下記のような「合理的配慮」の実際の例を集積する役割を持って、何が「合理的
はいりょ あ ぎろん おこな じゅうよう おも
配慮」に当たるかについての議論を行っていくことが重要になると思われま
す。

●通学の支援【相談1・相談11・相談12・東区5・東区9・東区16】

いどうしえん たいしょう かかわ ほんしつてき きょういく かだい かいけつ ひつよう
移動支援の対象に関らず、本質的には教育の課題として解決が必要。

●冬季の移動【相談17】

しょう ふくしき さーびす りようしゃつうしょ いどう ほしょう ひつよう
障がい福祉サービス利用者通所の移動について保障が必要。

●サービス提供事業所のバリアフリー【相談26】

ばりあふりー じぎょうしょ かす すく
バリアフリーの事業所の数が少ない

●身体障害者手帳所持者の移動支援対象者の限定【相談4】

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ いどうしえんたいしょうしゃ げんてい そうだん
身体障害者手帳所持者の移動支援対象者が限定されすぎている。

● 身体障害者の駅近辺での車両の乗降スペース【相談8】

駅近辺での車両の乗降スペースが限定されすぎている。

● 職場内介助【相談7】

職場内介助を支援する手立てが不足している。

● インフォーマルなサークル情報の蓄積【相談3】

共通の趣味を通じた活動の場を探しても、情報の取得が難しい

◎ 自立支援協議会について

「◆関係機関の連携体制の強化」での協議会の記載には整合性が無いように思われます。「◆関係機関の連携体制の強化」を重点取組として残す必要がある場合は、「協議会」以外の記載に変更をお願いします。「協議会」は「関係機関の連携体制の強化」のために設置されるものではなく、「個別のニーズから地域課題の抽出」から「地域の支援体制の整備」までを行うためのものです。その結果として、「関係機関の連携体制の強化」が部分的にされることはあるかも知れません。これまでの記載については、本来の「協議会」の姿を反映しきれていませんでした。何より、研修を開催することは「協議会」の目的ではなく、「地域の支援体制の整備」のための一手法にすぎません。「協議会」と『さっぽろ障がい者プラン』が密接な関係にあることを前提に、適切な記載に変更する必要があると思います。

【例文】

◆ 自立支援協議会の活性化

協議会は、『さっぽろ障がい者プラン』との連動を念頭に、まず「個別のニーズから地域課題の抽出」を行い、次に「地域課題の整理と分析」を行い、そして「地域の支援体制の整備」を、課題ごとに複数同時進行あるいは繰

かえ おこな
り返し行 っています。その時、^{とき}「^{きょうぎかい}協 議会の6つの^{きのう}機 能」が^{はつき}発 揮されながら、
その時々^{ときどき}の状 況^{じょうきょう}にあわせて「^{きょうぎかい}協 議会の^{そしき}組 織」を^{じゅうなん}柔 軟に^{へんか}変 化させながら^{きょう}協
^{ぎかい}議 会を^{かっせいか}活 性化させていきます。^{じつどうてき}実 働的には、^{ちいき}地 域の^{さまざま}様 々な^{かんけいしゃ}関 係者^{たい}に^{ちいき}対 して、^{ちいき}地 域
^{かだいかいけつ}課 題解 決の^{ほうこうせい}方 向性^{きょうりよく}に^{きょうぎかい}つ いての^{せっきよくてき}協 力^{もと}を「^{きょうぎかい}協 議会」が^{せっきよくてき}積 極 的^{もと}に^{どうじ}求 めながら、^{どうじ}同 時
^{こんご}に^{こんご}今 後の『^{しょう}さ っぽろ^{しゃぶらん}障 がい者 プラン』への^{ていあん}提 案^{おこな}も^{おこな}行 っています。

へいせい ねん がつ にち
平成26年 9月29日

さっぽろし ほけんふくしきょくしょう ほけんふくしぶ
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部

しょう ふくしか たんとうしゃ さま
障がい福祉課 担当者 様

さっぽろしじりつしえんきょうぎかい こ ぶかい
札幌市自立支援協議会 子ども部会

ぶかいちょう さたがわ さとこ
部会長 北川 聡子

「さっぽろ しょう しゃぶらん かいいてい かかわ いけんしょ
障がい者プラン」改定に係る意見書

しゅうれい こう じ か せいしょう よろこ もう あ
秋冷の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

へいそ こ ぶかい かつどう たい こうはい たまわ おんれいもう あ
平素は、子ども部会の活動に対し、ご高配を賜り御礼申し上げます。また、

だい かい こ ぶかい さんか せつめい かんしゃ
第1回子ども部会に参加、説明をいただき感謝します。

こんかい しょう ふくしか ていあん しょう しゃぶらん かいいてい かかわ
今回、障がい福祉課から提案された「さっぽろ しょう しゃぶらん かいいてい かかわ
いけん こと ぶかい ろんぎ い か いけんしょ ていしゅつ
意見について、子ども部会で論議し、以下のように意見書を提出します。

ぶんや きょういく いくせい ひょうだい はったつしえん りょういく きょういく かいせい
1, 分野5「教育・育成」の表題で、「発達支援（療育）・教育」に改正す
る

いくせい い み そだ りっぱ そだ わ
「育成」の意味は、「育てあげること、立派に育てること」であり、分かり
ひょうげん はったつしえん りょういく きょういく ぐたいてき ひょうげん
にくい表現になるため、「発達支援（療育）・教育」という具体的な表現が
わ おも
分かりやすいと思います。

きほんしさく そうきりょういく じゅうじつ じどうはったつしえん せんたー じどう
2, 基本施策2「早期療育の充実」において、児童発達支援センター・児童

はったつしえんじぎょう ほうかごとうでいさーびすとう やくわり ちいきしえんたいせい せいび
発達支援事業・放課後等デイサービス等の役割と地域支援体制の整備について
こうもくせつてい おこな
項目設定を行う

さっぽろし しょう じ りようじつたい しえん じつじょう ふ くに ししん さんこう
札幌市の障がい児の利用実態や支援の実情を踏まえ、かつ国の指針を参考
にすると、じどうはったつしえんせんたー や じどうはったつしえんじぎょう ほうかごとうでいさーびす
等の役割と地域支援体制の整備についての項目の設定が必要であると思いま
す。

きほんしさく そうきりょういく じゅうじつ ぶんや きょういく いくせい しえん
3, 基本施策2「早期療育の充実」 分野5「教育・育成(発達支援)」に
おいて、こそだ しえん かかわ しさく れんけい せつてい おこな
子育て支援に係る施策との連携について項目設定を行う

さっぽろし しょう じ はったつ き こ たち しょう じ しえんかんれんじぎょうしょ
札幌市の障がい児や発達の気になる子ども達は、障がい児支援関連事業所
いがい こそだ しえんせんたー ようちえん ほうくしょ がっこう ほうかごじどうくらぶとう りよう
以外の子育て支援センター・幼稚園・保育所・学校・放課後児童クラブ等を利用
している実態があります。子ども・こそだ しえんほう もと しさく ぼしほけん
青少年健全育成事業等との十分な連携を図り、しょう じ しえんたんとうぶきょく
子育て支援担当等との連携体制の確保の必要があります。

きほんしさく がっこうきょういく じゅうじつ きょういく ふくし れんけい
4, 基本施策3「学校教育の充実」において、「教育と福祉の連携」につい
てこうもくせつてい おこな
項目設定を行う

しゅうがく じおよ そつぎょう じ みちか ちいき しえんたいせい じゅうじつ えんかつ いこう
就学時及び卒業時における身近な地域での支援体制の充実と円滑な移行、
がっこう ほうかごとうでいさーびすじぎょう れんけい いんくるーしぶ きょういく
学校と放課後等デイサービス事業との連携、またインクルーシブ教育
しすてむ こうちく む しえん こうない せいかつ しえん かいじょ
システムの構築に向けて登校支援や校内での生活支援(介助や
こみゅにけーしょんしえんとう じゅうなん しく づく すす しょう
コミュニケーション支援等)など、柔軟な仕組み作りを進めるために、障が
いたんとうぶきょく きょういくいいんかい れんけいたいせい かくほ ひつよう おも
い担当部局と教育委員会との連携体制の確保が必要だと思えます。

5, 保健・医療 基本施策1「障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見」

における発見後の相談体制の充実を図る

母子保健においてマス・スクリーニング検査を行い、各医療機関との連携により適切な診断・治療に結びつける体制の構築を図っています。この取り組みの中に、保護者に対する相談（遺伝相談等を含む）や治療終了後の地域生活（在宅生活）への移行も想定した情報提供等の支援体制の充実が図られることを願います。

6, 教育・育成（発達支援） 基本施策2「早期療育の充実」における医療的

ケアの必要な重症心身障がい児に対する地域での受け入れ態勢の強化を図る。

子どもの障がいの状況に応じた環境づくりが進められています。しかし、地域の保育所や幼稚園における医療的ケアの必要な子どもの受け入れが進んでいないのが現状です。看護師の配置を前提に保育園と子育て支援センター、または幼稚園等において、医療的ケアの必要な子どもの受け入れ、保育・教育内容の開発と充実が必要です。また、医療的ケアを必要とする子どもの保護者に対する心理的ケア（相談）やきょうだいへの支援も同時に必要です。

*担当：事務局（連絡先）

〒007-0836 札幌市東区北37条東9丁目1-1

社会福祉法人 麦の子会

金澤俊文（地域支援部長）

TEL 011-776-6856, FAX 011-776-6857

メール：kanazawa@muginoko.com

＜札幌市自閉症・発達障害支援センター「おがる」からの意見＞

分野1 理解促進

基本施策2 公共サービス提供事業者等に対する研修の充実

・発達障がいとは多様で目に見えない障がいであるため、幅広い層への、幅広い内容の研修が必要です。各分野に対して重層的な支援システムをつくり、研修も基礎的なものから応用・実践的なものまで幅広く用意します。また多様な分野を互いに知ることが大事であることから、地域毎に異職種が顔をあわせ互いの職域を知ることができる機会をつくります。

分野2 生活支援

基本施策1 個別のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

・発達障がいとは見えない障がいであり、適切な療育や教育、支援がなかったがために、長年経過してから二次障害が顕在化することがあります。現在の二次障害の問題から、さかのぼって既存のシステムの不備を検討する機会をつくります。

分野3 保健・医療

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

・児童心療センターと発達医療センターを中心とした、重層的な早期医療システムを構築します。

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

・発達障害と、知的障害や精神疾患を合併した方を適切に診察、入院治療を

おこなえる体制を確保します。

基本施策4 精神保健・医療の充実

・何らかの理由により司法も関係する状態となった障害をもつ人に対して、医療、教育、保健、福祉がスムーズに連携できる体制をつくります。特に、知的障害や発達障害は精神保健福祉法や医療観察法ではうまく整理できないことがあることから、それらの方々へも支援体制を整えます。

分野4 生活環境

分野5 教育・育成

基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

・障害をもつ子供のみならず、家族に対して、子育て支援をおこないます。

基本施策2 早期療育の充実

・特に法律の境目である、18歳、20歳でとぎれることなく、連続した支援がおこなわれるように関係機関の連携体制を整えます。

支援に向けた連携体制の構築

基本施策3 学校教育の充実

・他機関とも連携し、多角的な視点で親子を支えるようにします。

分野10 差別の解消・権利擁護

基本施策3 障がい者虐待防止の推進

・行動障害の発生を予防する研修や、すでに行動障害がおきてしまった場合

にどう^{たいおう}対応するかという^{けんしゅう}研修の^{たいけい}体系を^{ととの}整えます。